

# 熊本市・植木町

## ◎合併協議会だより◎



### 熊本市・植木町合併協議会を設置しました

熊本市においては、昨年10月30日の臨時議会で、合併協議会設置について議決され、植木町においては、11月30日の合併協議会設置の是非を問う住民投票において賛成が過半数を超えたため、議会で可決されたとみなされ、12月4日に「熊本市・植木町合併協議会」を設置しました。

また、12月5日に蒲島熊本県知事に合併協議会設置の届出を行いました。

左写真：合併協議会設置協議を終えて、看板設置を行った幸山熊本市長と藤井植木町長

左下写真：蒲島熊本県知事への届出

右下写真：知事届出後の集合写真

(左下から牛嶋前熊本市議会議長、幸山市長、蒲島知事、藤井町長、高田植木町議会議長、左上から松葉熊本県鹿本地域振興局長、兵谷熊本県副知事、角田熊本県総務部長)

### 熊本市と植木町の人口・世帯数の比較

熊本市	植木町
人口 679,767人	人口 30,869人
世帯数 281,846世帯	世帯数 10,636世帯
(平成20年12月1日推計)	(平成20年11月末現在)



創刊号  
2009.2

編集・発行 熊本市・植木町合併協議会事務局  
〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
(熊本市役所政令指定都市推進室内)  
Tel 096-328-2067 Fax 096-323-3060  
E-mail kumamoto-ueki@ari.bbiq.jp

熊本市・植木町合併協議会  
会長 **幸山 政史**  
(熊本市長)



この度、熊本市と植木町が法律に基づく「熊本市・植木町合併協議会」を設置し、合併に向けた本格的な協議を行うことができますことを大変うれしく思っております。

皆様方もご承知のとおり、我が国の社会経済情勢は、世界的金融危機を背景とする雇用削減問題や景気後退による所得減少など大変厳しい状況にあり、地方におきましても交付税削減等による財政状況の悪化など、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しております。

このような大変厳しい環境に対応していくために、地域の個性や特性を生かした自らの判断と責任による自立したまちづくりが地方自治体に求められており、これまで以上に権限や財源を充実させ、地域の魅力を自らの力で引き出し、高めていくことが大切であると考えております。

このような中、これまで本市と植木町とは昨年4月に「熊本市・植木町合併問題調査研究会」を設置し、政令指定都市としての一体的なまちづくりや、合併した場合の植木町の主要政策課題等について協議を重ねてまいったところであります。その中で、両市町の制度等の違いだけでなく、その背景にある植木町の歴史や伝統・文化等、さらには植木町民の皆様が築いてこられた郷土に対する思いの深さを改めて認識した次第でございます。

植木町は、昔から交通の要衝として栄え、熊本都市圏の北の玄関口として重要な地域であります。また、日本一のスイカをはじめとした農産物、さらに田原坂や植木温泉など観光資源にも恵まれており、合併し本市の農業、観光など様々な施策と連携することで両市町の特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、さらなる発展ができるものと期待しております。

そのためには、今後、合併協議会の中で十分な議論を尽くし、両市町の住民の皆様のご期待に沿えるような意義ある合併を行い、本市と植木町はもとより熊本県全体の発展につながるよう政令指定都市の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

熊本市・植木町合併協議会  
副会長 **藤井 修一**  
(植木町長)



合併問題については、様々な議論がなされましたが、昨年11月30日の住民投票の結果「熊本市・植木町合併協議会」が設置されました。住民投票では、合併協議会の設置が必要であることを、多くの住民の皆様にご理解いただきその責任の重さを感じております。同時に、反対票を投じた方々の気持ちもしっかり受け止め協議を進めてまいります。

振り返りますと、平成15年3月に同様な住民投票が実施され、反対多数により単独町制が選択されまちづくりを進めてきました。全国では平成の大合併が推し進められた時代であり、その後地方分権の推進、三位一体改革、少子高齢化の進展、地方財政の悪化など、地方自治体の環境が大きく変化してまいりました。

そのような中、平成19年9月に町民代表より町議会に対し合併協議会設置の請願がなされ、議会による特別委員会が設置され検討がなされました。また昨年4月からは、「熊本市・植木町合併問題調査研究会」におきまして協議を重ね、両市町の住民サービスのメリット・デメリットや財政状況、まちづくりの将来像などを取りまとめました。このことは既に住民説明会などで住民の皆様方にお知らせしているところですが、今後は、法律に基づく「合併協議会」の場でより具体的に協議を進めることとなります。ひとつひとつ丁寧な協議に心がけ、住民の皆様のご意見を取り入れながら、本年夏頃までには協議会を終了し最終的な町の進むべき方向性を決定してまいります。

お互いに町を愛する気持ちは一つであります。町内融和を図り、政令指定都市参画という将来を見据え、合併に対する住民の皆様のご不安を払拭できるよう協議に努めてまいります。

議会並びに関係機関のご指導ご協力と住民の皆様のご理解をお願い申し上げます。

熊本市・植木町合併協議会の設置、誠にありがとうございます。

今後の合併協議では、合併後のまちづくりについて、両市町の行政、議会、学識経験者等の皆様が、お互いの立場を尊重しながら、しっかりと議論を重ねられることと思っておりますが、その結果については、住民の皆様にご丁寧なご説明をお願いしたいと思います。

豊かな自然環境、優れた農産物、そして田原坂や植木温泉など数多くの観光資源に恵まれ、大きな発展の可能性を持っている植木町と県都である熊本市が合併し、政令指定都市になることで、九州における拠点性が更に高まり、熊本都市圏、ひいては県全体の経済活性化や発展をけん引していくものと大いに期待しております。

県としましても、今後とも、積極的な支援を行ってまいります。



熊本県知事 **蒲島 郁夫**

## 熊本市と植木町の合併協議に関する主な経緯

平成15年	
3月23日	植木町において住民投票の実施 賛成：6,568名 反対：10,864名 投票率71.4% ⇒ 合併協議会設置の反対多数
平成19年	
9月21日	植木町議会において合併問題調査特別委員会設置
11月14日	「熊本市・植木町の政令市及び合併に関する研究会」設置(12月までに2回開催)
平成20年	
4月1日	「熊本市・植木町合併問題調査研究会」設置(8月までに5回開催)
9月25日	植木町の9月定例会において合併協議会設置議案否決
10月16日	植木町住民が住民発議による合併協議会の設置について本請求
10月27日	植木町臨時議会において合併協議会設置議案否決
10月30日	熊本市臨時議会において合併協議会設置議案可決
10月31日	植木町長が合併協議会設置の是非を問う住民投票を町選管へ請求
11月30日	植木町において住民投票の実施 賛成：10,309名 反対：6,697名 投票率69.67% ⇒ 合併協議会設置の賛成多数
12月4日	熊本市・植木町合併協議会を設置

# 第1回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

と き 平成20年12月26日 午後3時～  
と ころ 植木町生涯学習センター 2階多目的ホール

今回、合併協議会を設置して初めての協議会が開催され、幸山会長および藤井副会長のあいさつ、来賓として蒲島熊本県知事（代理：兵谷熊本県副知事）のあいさつがあり、その後、両市町から選出された委員からそれぞれ自己紹介が行われました。

続いて行われた議事では、協議会における諸規程などが報告されました。また、議案6件が提出され、協議の結果、原案どおり承認されました。



## 「熊本市・植木町合併問題調査研究会調査項目」の取り扱いについて

平成20年4月から8月まで5回にわたって行われた「熊本市・植木町合併問題調査研究会」において、調査研究が行われた調査項目は「熊本市・植木町合併問題調査研究会報告書」として取りまとめられ、協議会へ意見書として提出されました。

### 【報 告】

- 熊本市・植木町合併協議会規約について
- 熊本市・植木町合併協議会規約に関する協議書について
- 熊本市・植木町合併協議会に係る諸規程について
  - 熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程
  - 熊本市・植木町合併協議会事務局規程
  - 熊本市・植木町合併協議会幹事会設置規程
  - 熊本市・植木町合併協議会作業部会設置規程
  - 熊本市・植木町合併協議会財務規程
- 熊本市・植木町合併協議会監査委員の選任について
  - 濱田 清水（熊本市代表監査委員）
  - 中山 毅（植木町代表監査委員）

以上の報告事項は、合併協議会を設置するために両市町長が協議して定めたものです。その内容について、協議会に報告しました。

### 合併協議会を傍聴できます！

合併協議会はどなたでも傍聴できます。開催日時などの詳細は、**合併協議会事務局（328-2067）**か**植木町企画財政課（272-1112）**へお問い合わせください。

（合併協議会の開催状況は両市町のホームページでもご覧になれます。）

### 【議 案】

- 熊本市・植木町合併協議会の会議運営について  
協議会の会議運営の基本方針、会長・副会長及び委員の責務などについて、必要な事項を定めました。
- 熊本市・植木町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償について  
協議会の委員に対する報酬や費用弁償の取扱いなどについて、必要な事項を定めました。（費用弁償とは、協議会の職務を行うため出張する場合の経費）
- 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について  
協議会、専門部会、幹事会及び作業部会の開催や協議会だよりの発行、ホームページの開設などの計画を定めました。
- 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の予算について  
協議会予算として、歳入歳出それぞれ13,001千円と定めました。
- 合併協議項目について  
新市発足のための基本的協議項目5項目、合併特例法による協議項目6項目及びその他合併までに協議が必要な事項のうち、特に重要な項目及び住民生活に関わりが深いと考えられる15項目並びに政令市関連項目1項目、合計27項目について協議会における合併協議項目と決めました。（次ページ参照）
- 議員専門部会への付託事項について  
協議会で定めた合併協議項目のうち、基本的協議事項や合併市町村基本計画など7項目について、議員専門部会へ付託し、専門的に審議を行っていただくことになりました。（次ページ参照）

## 合併協議項目

項目	協議番号	協議項目
協議項目 基本的	1	合併の方式
	2	合併の期日
	3	新市の名称
	4	新市の事務所の位置
	5	財産及び債務の取扱い
協議項目 特例法による	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
	8	地域自治組織等の取扱い
	9	地方税の取扱い
	10	一般職の職員の身分の取扱い
	11	合併市町村基本計画
その他	12	一部事務組合等の取扱い
	13	使用料・手数料の取扱い
	14	公共的団体等の取扱い
	15	補助金・交付金等の取扱い
各種事業項目	16	総務関係事業について
	17	企画財政関係事業について
	18	市民生活関係事業について
	19	健康福祉関係事業について
	20	子ども未来関係事業について
	21	環境保全関係事業について
	22	経済振興関係事業について
	23	都市建設関係事業について
	24	教育関係事業について
	25	水道関係事業について
	26	電算関係事業について
項目 政令市 関連	27	政令指定都市移行に関する事項について

※      は、議員専門部会への付託項目。

## 合併協議会委員名簿

職名	委員区分	選出市町名	氏名	備考
会長	市町長	熊本市	幸山 政史	熊本市長
副会長		植木町	藤井 修一	植木町長
委員	副市町長	熊本市	西島 喜義	熊本市副市長
		植木町	金山 武史	植木町副町長
	議会	熊本市	竹原 孝昭	熊本市議会議長
			江藤 正行	政令指定都市実現に関する特別委員会委員長
			上村 恵一	政令指定都市実現に関する特別委員会副委員長
		植木町	高田 嗣人	植木町議会議長
			森 勢剛	合併問題調査特別委員会委員長
			小佐井 賀瑞宜	合併問題調査特別委員会副委員長
	学識経験者	熊本市	恵口 健一	熊本市川上校区自治会連合会会長
			植村 米子	熊本市地域婦人会連絡協議会会長
			今井 洋介	熊本市農業協同組合理事
			森 日出輝	熊本市農業委員会会長
			西山 喬	熊本商工会議所議員
			坂田 弘貴	熊本市北部商工会会長
			荒尾 信	熊本市PTA協議会副会長
			増藤 敏子	公募委員
			北田 美佳	公募委員
		植木町	堀 義徳	植木町嘱託員会長
			吉本 征子	植木町女性団体連絡協議会会長
			古田 均	鹿本農業協同組合代表理事組合長
			前田 道弘	植木町農業委員会会長職務代理者
			緒續 和廣	植木町商工会会長
			角 毅四郎	植木町誘致企業連絡協議会理事
			富吉 孝介	植木町PTA連絡協議会会長
			服部 澄子	公募委員
			矢壁 輝光	公募委員
熊本県	本田 恵則	熊本県総務部市町村総室長		
	松葉 成正	熊本県鹿本地域振興局長		

## 合併までの主な流れ(手続き)

### 熊本市・植木町合併協議会の設置

- 合併協議項目の協議・検討及び調整・決定
- 合併市町村基本計画の策定

### 合併協定書の調印

- ◆合併協定書：合併協議会での協議結果（決定事項など）を取りまとめたものです。

### 熊本市および植木町議会の議決

- ◆地方公共団体の法人格の発生・消滅を伴った市町村の区域を変更するものです。
- 県知事への廃置分合の申請

### 県議会の議決・県知事の決定

- 総務大臣への届出

### 総務大臣の告示(合併効力の発生)

### 新市の発足

## 熊本市・植木町合併協議会組織体制

### 監査委員

### 協議会

合併に関する諸事項の議案審議・承認  
【構成】両市町の長及び副市町長、議会の議長及び議会が選出する議員、両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者（公募を含む）

### 専門部会

協議会から付託された事項の審議  
〔議員専門部会〕  
【構成】両市町の議会の議員

### 幹事会

合併に関する諸事項の議案審議・承認  
【構成】副市長、副町長  
(熊本市) 総務局長、企画財政局長  
(植木町) 総務課長、企画財政課長

### 事務局

協議会開催に関する事務、情報提供など  
【構成】両市町の職員

### 作業部会

両市町の事務事業について専門的に調査・検討  
【構成】両市町の所管部署の所属長